

2026年1月15日

お客さま各位

シン・エナジー株式会社

電力小売供給約款・別表単価表の変更について

この度、当社では供給条件の明確化および事務手続きの最適化を目的として、2026年4月1日付で電力小売供給約款【低圧】および別表単価表を改定いたします。変更内容は以下の通りです。

1. 電力小売供給約款【低圧】の変更内容（下線部が変更箇所です）

契約の期間、割引制度等に関するルールを変更いたしました。

項目	修正前	修正後	摘要
7. 電力小売供給契約の成立 (1)	イ 需要場所の住所 ロ 契約名義	イ 需要場所の住所 ロ 契約名義 ハ 供給地点特定番号	ハを追記しました。
8. 契約期間	契約期間は、電力小売供給契約が成立した日（当日を含む。）を始期、料金適用開始の日以降1年目の日（当日を含む。）を終期といたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から電力小売供給契約の終了もしくは変更の申出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。	契約期間は、電力小売供給契約が成立した日（当日を含む。）から、 <u>31（電力小売供給契約の変更）、33（電力小売供給契約の終了）、35（解除等）に定める事由その他の事由により本供給契約が終了するまでとします。</u>	「契約期間の定めなし」に変更しました。
13. 料金等 (5)	(5) 本約款19（料金その他の支払方法）(1)(イ)のクレジットカード支払でお支払いされる場合または本約款19（料金その他の支払方法）(1)(ロ)の口座振替によるお支払いをされる場合のうち、次の条件を満たした場合、55円/月（消費税等相当額込）を毎月の電気料金のお支払に合わせて割引をいたします。 イ 電気の供給開始日までにクレジットカード支払または口座振替に必要な手続きが完了していること ロ 直前の支払期日において、支払遅延および支払額の不足がないこと		削除しました。
18. 料金の算定 (2)	(1)イの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 イまたはロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。	(1)イの場合は、次により料金を算定いたします。 基本料金は、別表6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。 よりがたい場合は、これに準じて算定いたします。	ロを削除しました。
47. 本約款の実施期日	本約款は2025年8月1日より施行するものとします。	本約款は <u>2026年4月1日</u> より施行するものとします。	日付の変更をしました。

2. 別表単価表の変更内容（下線部が変更箇所です）

料金の日割計算方法及び容量拠出金相当額の設定を変更いたしました。

項目	修正前	修正後	摘要
6. 料金の日割計算	<p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金を日割りする場合</p> $1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>日割計算対象日数 最低料金適用電力量 = 15キロワット時（※） × ----- 検針期間の日数</p> <p>（※）四国電力送配電エリアのイ（きほんプラン）においては、11キロワット時、 沖縄電力エリアのイ（きほんプラン）においては、10キロワット時</p> <p>日割計算対象日数 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 （※） × ----- 検針期間の日数</p> <p>（※）関西電力送配電エリアおよび中国電力ネットワークエリアのイ（きほんプラン）においては、105キロワット時。四国電力送配電エリアのイ（きほんプラン）においては、109キロワット時。沖縄電力エリアのイー以下、省略ー</p>	<p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>基本料金を日割りする場合</p> $1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	<p>ロとハを削除しました。</p>
8. 容量拠出金相当額	<p>容量拠出金相当額は当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額単価は原則として年度ごとに見直すものとし、2025年度は下記の通りとします。2026年度（2026年4月～2027年3月）以降の容量拠出金相当額単価は決定次第、本別紙を更新するものといたします。</p> <p>該当年度容量拠出金相当額単価 円/kWh（税込） 2025年度（2025年4月～2026年3月） 〇64 ※沖縄電力管内は容量拠出金対象外となります。</p>	<p>容量拠出金相当額は当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額といたします。なお、<u>2026年度（2026年4月～2027年3月）以降の容量拠出金相当額単価は以下の表のとおりです。2027年度（2027年4月～2028年3月）以降、単価変更があれば、本別紙を更新するものといたします。</u></p> <p><u>電力エリア 容量拠出金相当額単価</u> <u>円/kWh（税込）</u> <u>北海道電力ネットワーク 1.43</u> <u>東北電力ネットワーク 1.21</u> <u>東京電力パワーグリッド 1.10</u> <u>中部電力パワーグリッド 1.54</u> <u>北陸電力送配電 1.65</u> <u>関西電力送配電 1.32</u> <u>中国電力ネットワーク 1.21</u> <u>四国電力送配電 1.54</u> <u>九州電力送配電 2.20</u> ※沖縄電力管内は容量拠出金対象外となります。</p>	<p>2026年度より電力エリア別の単価設定（例：東京1.10円、関西1.32円など）へ変更しました。</p>

■ お客さまへの補足事項

- ・「供給地点特定番号」の取り扱いについて：迅速な供給開始手続きのため、電力広域的運営推進機関の登録情報を優先する運用を明確化いたしました。
- ・契約期間について：自動更新の有無にかかわらず、特段のお申し出がない限り継続してご利用いただける点に変わりはありません。
- ・割引制度の終了について：2026年4月1日以降の検針分より、口座振替およびクレジットカード支払による割引（55円/月）は適用対象外となります。